

福井しあわせ元気国体 市町医療救護業務推進指針

1 目的

この指針は、福井しあわせ元気国体 医療救護要項に基づき、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会会場地市町実行委員会（以下「市町委員会」という。）が実施する医療救護業務推進のための指針を示し、業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 事前準備

(1) 救護所

- ア 競技会における救護所設置計画の作成および救護班の編成
- イ 救護所に配備する医薬品、備品および物品の決定、調達および配備

(2) 医師・看護師等の確保

- ア 必要人員の精査
- イ 救護所に従事する医師・看護師等の派遣依頼先に関する検討および郡市医師会、病院等との調整
- ウ 救護所に従事する医師、看護師等の傷害保険・賠償責任保険加入および謝金の支払に関する調整

(3) 救急医療体制

- ア 競技会における救急自動車等の配備の検討および所轄消防本部等との連絡調整
- イ 競技会における通信連絡体制の整備
- ウ 競技会および市町委員会主催の国体関連イベント等における傷病者の移送先医療機関の選定および確保
- エ 休日および夜間の医療救護体制の整備
- オ 各会場地域の診療当番医一覧表等の作成

(4) その他

- ア 医療救護業務従事者向けのマニュアルの作成および研修の実施
- イ 赤十字標章の使用に関する県および日本赤十字社県支部との連絡調整
- ウ 「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）との医師・看護師等の確保および救急医療体制の整備に関する連絡調整
- エ その他必要な県委員会、医療機関および関係団体等との連絡調整

3 医療救護

(1) 競技会場および練習会場における医療救護

ア 救護所の設置等

競技会場には救護所を設置する。設置にあたり、従事する医師、看護師等の編成、移動救護の有無、および救急自動車等の配備等については、競技の特性を踏まえ、競技団体、医療機関および関係団体等と十分に協議の上、決定する。

なお、医療救護の実施にあたっては、最寄りの医療機関等を適時適切に活用することとし、医師の配置は、競技運営上の必要性および会場地周辺の医療事情等を勘案し、必要に応じて行うものとする。

イ 医薬品等の配備

医薬品の配備にあたっては、ドーピング禁止物質を含有する医薬品を配備しないよう情報収集を行い、事前に関係団体等と十分調整の上選定する。

また、会場にはAED（自動体外式除細動器）を配備する。

ウ 医療救護

(ア) 傷病者が発生した場合は、応急手当を行うとともに処置記録兼診察依頼様式（参考様式第1号）に所定の事項を記載する。

(イ) 傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請し移送措置を講じるとともに、傷病者の所属する都道府県本部および市町委員会に連絡する。

(ウ) 医療機関に移送する傷病者に対し、処置記録兼診察依頼様式（参考様式第1号）を交付する。

(エ) 当日の業務終了後、処置記録兼診察依頼様式（参考様式第1号）、ただし移送する傷病者に原本を交付した場合はその控えと、取扱傷病者一覧表（第3号様式）を、市町委員会に提出する。

エ 通信連絡体制の整備

傷病者発生時の医療機関、関係団体等との連絡のため、通信連絡体制を整備する。

(2) 市町委員会主催の国体関連イベントにおける医療救護

イベント内容等により必要に応じて行う。

(3) 宿泊施設における医療救護

ア 宿舎提供者に対し、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者（以下「大会参加者」という。）が宿舎で発病・負傷した場合には、医療機関の紹介または救急自動車の出動要請等を行うとともに、速やかに会場地実行委員会等に報告するよう、周知徹底を図る。

イ 大会参加者に対し、受診の際、医療保険の被保険者の資格を証明する証を医療機関に提出するよう周知徹底を図る。

(4) その他

競技別リハーサル大会における医療救護については、関係団体等と協議の上、必要に応じて行う。

4 県委員会への報告

(1) 大会参加者に入院患者が発生した場合は、入院患者発生速報（様式第2号）により報告する。

(2) 全競技終了後、大会参加者の傷病を、参加区分に応じて取扱傷病者一覧表（様式第3号）により報告する。